

# 青森県報

号外第四十九号

平成二十年  
四月十六日  
(水曜日)

## 目 次

監査委員

行政事務監察の結果…………… (事務局) …… 1

## 監 査 委 員

### 行政事務監察の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき監査を実施し、次のおり青森県知事等に提出したので、同条第9項の規定により公表します。

平成20年 4月16日

## 平成19年度行政事務監査報告書

「附属機関等の運営状況について」

青 森 県 監 査 委 員

目 次

青森県知事 三 村 申 吾 殿  
 青森県議会 議 長 神 山 久 志 殿  
 青森県教育委員会 委 員 長 川 村 恒 儀 殿  
 青森県公安委員会 委 員 長 橋 本 八 右 衛 門 殿

青森県監査委員 林 忠 男  
 同 鶴 賀 茂 世  
 同 阿 部 広 悦  
 同 森 内 之 保 留

平成19年度行政事務監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

第1 監査対象事務及び選定理由	1
1 監査対象事務	1
2 選定理由	1
3 関係要綱等	1
第2 監査の実施概要	1
1 実施期間	1
2 実施方法	2
3 監査対象附属機関等	2
4 監査対象年度	2
5 監査の主な着眼点	2
《附属機関等》	
第3 附属機関等の概要（警察署協議会を除く）	2
1 附属機関等の状況	2
2 附属機関等の委員の任命状況	4
3 附属機関等の運営状況	10
4 附属機関等の見直し状況	14
第4 監査の結果及び改善事項等	16
1 懇話会等の設置状況について	16
2 附属機関等の委員の任命等の状況について	17
3 附属機関等の運営状況について	18
4 附属機関等の委員に対する報酬（報償費）及び旅費の執行状況等につ いて	20
5 附属機関等の見直し状況について	22
《警察署協議会》	
第5 警察署協議会の概要	23
1 警察署協議会の設置	23
2 委員の任命状況	24
3 協議会の運営状況	25
第6 改善事項	27
監査対象附属機関等一覧	28

第1 監査対象事務及び選定理由

1 監査対象事務

「附属機関等の運営状況について」

2 選定理由

法律又は条例に基づき設置している附属機関及び県要綱等に基づき設置している懇話会等（以下「附属機関等」という。）は、県行政に対する県民の意見の反映若しくは専門的な知識の導入又は県行政の公正の確保等の機能を果たすことが求められているところである。

一方、平成16年12月に改定された青森県行政改革大綱（取組期間：平成16年度から平成20年度）においては、附属機関等について社会経済情勢の変化等を踏まえ、その必要性等の見直しを行い、統廃合や委員数の削減を行うなど、より一層適切な管理運営を図ることとされている。

そこで、これら附属機関等が下記3の関係要綱等（以下「管理要綱等」という。）に基づき適切に管理運営されているかなどについて監査し、今後の事務改善に資することを主眼として選定した。

3 関係要綱等

附属機関等の管理に関する要綱（H 8.12.1 実施）

附属機関等の管理に関する要綱の運用方針（H 8.12.1 実施）

青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針（H 8.12.1 施行）

青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の運用（H 8.12.1 施行）

「附属機関の委員名簿等の公開等について」（H14.4.8 人事課長、政策推進室長通知、H14.4.11 職員福利課長通知）

「懇話会等の委員に対する報償の支給額に係る規程について」（H14.7.29 政策推進室長通知）

「附属機関の基礎的情報の公開等について」（H16.6.21 人事課長通知、H16.6.23 職員福利課長通知）

「附属機関等の管理の徹底について」（H19.5.31 総務部長通知、H19.6.7 職員福利課長通知）

第2 監査の実施概要

1 実施期間

平成19年10月から平成20年3月まで

2 実施方法

附属機関等を所管する本庁各課等、出先機関に監査調書の提出を求め、提出された監査調書を基に書類監査を行ったほか、抽出により実地監査を行った。

3 監査対象附属機関等

監査対象とした附属機関等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置している「附属機関」及び県要綱等に基づき設置している「懇話会等」を対象とした。

また、警察法第53条の2により設置することとなっている警察署協議会は、附属機関等には該当しないとされているところであるが、今回の行政事務監査では、警察署協議会を附属機関等に類似する機関としてとらえて監査対象とした。

なお、平成18年度末で廃止されている附属機関等は除外した。

4 監査対象年度

平成19年度（委員の選任状況等）及び平成18年度（附属機関等の運営状況等）

5 監査の主な着眼点

(1) 委員の任命は適切に行われているか。

(2) 会議の運営状況は適切か。

(3) 附属機関等の運営に係る経費は適切に執行されているか。

(4) 附属機関等の統廃合、合理化は図られているか。

第3 附属機関等の概要（警察署協議会を除く）

1 附属機関等の状況

(1) 設置根拠別の設置状況

知事部局及び教育委員会が設置する附属機関等は、表1のとおり全体で174機関となっており、その内訳は、附属機関が81機関、懇話会等が93機関となっている。

附属機関については、法令により設置が義務付けられている法令必置のもの、法令には設置を義務付けられていないが、地方公共団体の条例により設置することができるとされている法令任意のもの又は県が任意に条例で設置する条例任意のものに区分されている。

その設置状況については、法令必置のものが44機関、法令任意のものが19機関、条例任意のものが18機関となっている。

表 1 設置根拠別の設置状況

区分	附属機関				懇話会等 要綱等設置	合計
	法令必置	法令任意	条例任意	小計		
総務部	6	0	5	11	4	15
企画政策部	0	0	1	1	5	6
環境生活部	2	1	4	7	12	19
健康福祉部	20	3	1	24	38	62
商工労働部	1	0	2	3	5	8
農林水産部	2	8	2	12	17	29
県土整備部	11	1	2	14	3	17
エネルギー 総合対策部	0	0	1	1	1	2
地域県民局	0	0	0	0	1	1
教育庁	2	6	0	8	7	15
小計	44	19	18	81	93	174

(平成19年4月1日現在)

(2) 設置目的別の設置状況

附属機関の職務権限については、地方自治法第138条の4第3項において、調停、審査、審議又は調査等とされている。

懇話会等については、設置要綱等により設置目的が定められている。附属機関、懇話会等のそれぞれの目的別設置状況は、表2のとおりとなっている。

表 2 目的別設置状況

区分	附属機関	懇話会等	合計
調停	4	0	4
審査	9	7	16
審議 (諮問)	63	27	90
調査	25	7	32

[機関]

[機関]

意見聴取	24	49	73
研究	2	1	3
連絡調整	3	21	24
その他	12	30	42
計	142	142	284

複数の設置目的を持つものがあり、附属機関等の合計数とは一致しない。

(3) 部会等の設置状況

部会等については、附属機関が19機関で30部会、懇話会等が18機関で38部会を設置している。

2 附属機関等の委員の任命状況

(1) 委員の定数及び委員数 (部会等の委員を除く)

委員の定数の規定及び委員選任の有無の状況は、表3のとおりとなっている。174附属機関等のうち、定数を定めている附属機関等は136機関、定数を定めていない附属機関等は37機関、委員を選任している附属機関等は162機関となっている。

また、選任された委員数は表4のとおりとなっており、附属機関で960人、懇話会等で1,381人となっており、最小3人から最大78人で構成されている。

表 3 定数の規定及び委員選任の有無

区分	附属機関			懇話会等			合計			
	定数	委員選任あり	委員選任なし	計	委員選任あり	委員選任なし	計	委員選任あり	委員選任なし	計
規定あり	67	9	76	60	0	60	127	9		136
規定なし	4	1	5	31	1	32	35	2		37
未定	0	0	0	0	1	1	0	1		1
計	71	10	81	91	2	93	162	12		174

[機関]

未定は、平成19年4月1日現在、要綱の改正中で定数、委員が決まっていないものである。

表4 委員数 [人]

区分	附属機関	懇話会等	合計
委員数	960	1,381	2,341
[機関別内訳]			
10人未満	24	29	53
10人～19人	34	43	77
20人～29人	8	9	17
30人～39人	2	8	10
40人～49人	2	1	3
50人以上	1	1	2
計	71	91	162

(2) 委員の任期

委員の任期の規定状況は、表5のとおりとなっている。  
任期については附属機関ではすべての機関において規定されており、81機関中60機関(74.1%)が2年となっている。  
懇話会等では規定している74機関中59機関が2年(79.7%)で最も多くなっており、また、規定していないものが19機関となっている。

表5 任期の規定状況 [機関]

区分	附属機関	懇話会等	合計
1年	2	4	6
2年	60	59	119
3年	11	2	13
4年	1	0	1
その他	7	9	16
規定なし	0	19	19
計	81	93	174

その他は、「委嘱日から当該年度未まで」等、年数で規定していないものである。

る。

(3) 委員の在任期間

委員の在任期間については、管理要綱等为原则として10年を超えることができないとされているが、表6のとおり委員を選任している162機関のうち、10年を超えて在任しているのは附属機関で24機関(49人)、懇話会等で20機関(65人)となっている。

表6 在任期間が10年を超える委員の選任状況 [機関/人]

区分	附属機関	懇話会等	合計
機関数	24	20	44
人数	49	65	114

(4) 公募の状況

委員の公募の状況は、表7のとおりとなっている。  
管理要綱等では、公募による委員の選任について積極的に検討することとされているが、委員を選任している162機関のうち公募による選任を行っているのは、附属機関で19機関、懇話会等で8機関となっている。

表7 公募による選任状況

附属機関	懇話会等	合計
19	8	27

(5) 女性委員の選任状況

女性委員の拡大については、管理要綱等において女性委員の構成割合は「新あおもり男女共同参画プラン21」に定める割合以上となるよう努めるものとするとしており、同プランの目標値は平成23年度までに女性委員比率を50% (委員の9割以上が充て職の審議会等を除く)としている。  
今回の監査における充て職を考慮しない附属機関等の女性委員の構成割合は24.4%となっている。

女性委員の選任状況は表8のとおりで、委員を選任している162機関のうち女性委員を選任しているのは、附属機関で65機関(311人、32.4%)、懇話会等で74機関(260人、18.8%)となっており、そのうち最も多い人数は附属機関で19人、懇話会等で13人となっている。

また、女性委員がいらない機関は、附属機関で6機関、懇話会等で17機関となっている。

表 8 女性委員の選任状況 [人]

区分	附属機関	懇話会等	合計
女性割合	32.4%	18.8%	24.4%
委員数	311	260	571
最大数	19	13	
[機関別内訳]			
			[機関]
0人	6	17	23
1人	13	20	33
2人	7	16	23
3人	6	10	16
4人	6	9	15
5人	15	6	21
6人	4	3	7
7人	4	2	6
8人	0	3	3
9人	3	1	4
10人以上	7	4	11
計	71	91	162

(6) 県職員の選任状況

県職員の委員の選任状況は、表9のとおりとなっている。

県職員の委員の選任については、管理要綱等において特に必要があると認められる場合を除き委員に選任しないものとしてされているところであるが、附属機関で25機関（80人）、懇話会等で52機関（165人）において県職員を委員に選任している。このうち県職員の数が最も多いのは附属機関で12人、懇話会等で15人となっている。

また、県職員の委員が占める割合が50%を超える機関が、附属機関で2機関、懇話会等で6機関となっている。

表 9 県職員の選任状況 [人]

区分	附属機関	懇話会等	合計
委員数	80	165	245
最大数	12	15	
[機関別人数内訳]			
			[機関]
1人	14	15	29
2人	3	15	18
3人	1	6	7
4人	1	6	7
5人	0	3	3
6人	1	3	4
7人	2	0	2
8人	0	0	0
9人	0	1	1
10人以上	3	3	6
計	25	52	77
[機関別割合内訳]			
			[機関]
10%未満	13	15	28
10%以上20%未満	2	14	16
20%以上30%未満	5	9	14
30%以上40%未満	2	6	8
40%以上50%未満	1	2	3
50%以上60%未満	2	3	5
60%以上	0	3	3
計	25	52	77

(7) 重複任命の確認及び異動報告の状況

委員の重複任命については、管理要綱等において、特別の事情がある場合を除き原則として3以内の機関とされている。このため、委員の任命に当たっては、附属機関については人事課に、懇話会等については行政経営推進室（教育委員会にあっては職員福利課）に整備する名簿により重複任命の確認をすることとなっている。

また、委員に異動があった場合は、人事課又は行政経営推進室（教育委員会にあっては職員福利課）に速やかに報告することとなっている。

上記の重複任命の確認及び異動報告の状況は、表10のとおりとなっている。委員を選任している附属機関のうち、重複任命の確認をしていないのは、附属機関が31機関（43.7%）、懇話会等が60機関（65.9%）となっている。また、異動報告をしていないのは、附属機関が14機関（20.3%）、懇話会等が47機関（53.4%）となっている。

表10 重複任命の確認及び異動報告の状況

[重複確認]			[異動報告]				
区分	附属機関	懇話会等	合計	区分	附属機関	懇話会等	合計
確認あり	40	31	71	報告あり	55	41	96
確認なし	31	60	91	報告なし	14	47	61

委員に異動がないことによる未回答あり。

(8) 委員の年齢構成

管理要綱等においては、附属機関等の機能が十分発揮されるよう、幅広い年齢層から委員を選任するものとされている。

委員を選任している162附属機関等のうち、年齢構成が不明なものを除いた153附属機関等の委員の年齢構成は、表11のとおりとなっている。

附属機関では50歳代の委員が最も多く351人（41.0%）であり、懇話会等でも50歳代の委員が最も多く594人（48.9%）となっている。

30歳代以下の委員は、附属機関で33人（3.9%）、懇話会等で28人（2.3%）となっている。

表11 委員の年齢構成

区分	附属機関	懇話会等	合計
20歳代	0	2	2
30歳代	33	26	59
40歳代	134	161	295
50歳代	351	594	945
60歳代	238	308	546
70歳代	91	111	202
80歳代	9	12	21
計	856	1,214	2,070

年齢構成が不明な附属機関2機関、懇話会等7機関を除く。

3 附属機関等の運営状況

(1) 親会議の開催状況

附属機関等における部会等の会議を除いた親会議の開催状況は、表12のとおりとなっている。

附属機関では、71機関のうち、年1回開催が17機関で最も多く、次いで年2回開催が12機関となっている。また、会議の開催がないものは24機関で、その内訳は法令必置が12機関、法令任意が9機関、条例任意が3機関となっている。懇話会等では、92機関のうち、年1回開催が49機関と最も多く、会議の開催がないものは14機関となっている。

表12 親会議の開催状況

区分	附属機関	懇話会等	合計
0回	24 (4)	11 (3)	35 (7)
1回	17 (4)	49 (9)	66 (13)
2回	12 (4)	19 (5)	31 (9)
3回	6 (4)	6 (2)	12 (6)
4回	1 (0)	5 (2)	6 (2)

5回以上	11 (0)	2 (0)	13 (0)
計	71 (16)	92 (21)	163 (37)
親会議開催回数	237 [回]	136 [回]	373 [回]
部会等開催回数	72 [回]	89 [回]	161 [回]

平成18年度の会議の状況である。

( )は、部会等を開催した機関の数である。

(2) 委員の出席状況

附属機関等における部会等の会議を除いた親会議への委員の出席状況（代理出席を含む）は、表13のとおりとなっている。

委員の出席率を見ると、附属機関では「70%以上80%未満」が最も多く、次いで「100%」となっている。懇話会等では「100%」が最も多く、次いで「80%以上90%未満」となっている。

また、附属機関と懇話会等を含めた全体の平均出席率は81.0%となっており、そのうち代理出席率は7.4%となっている。

一方、「60%未満」の出席率となっているところが附属機関で2機関、懇話会等で5機関となっている。

表13 親会議への委員の出席状況

【機関】

区分	附属機関	懇話会等	合計
50%未満	0	0	0
50%以上60%未満	2	5	7
60%以上70%未満	7	17	24
70%以上80%未満	12	10	22
80%以上90%未満	8	21	29
90%以上100%未満	8	6	14
100%	10	22	32
計	47	81	128
平均出席率	83.9%	78.6%	81.0%
代理出席率	5.4%	9.2%	7.4%

(3) 会議の開催場所の状況

管理要綱等によれば、会議の開催場所について、ホテル等の有料会場から庁内会議室利用への転換の可否等の検討を常に行い、実施可能なものについては速やかに実行に移すこととされている。

会議の開催場所（部会等を含む）の状況は、表14のとおりとなっている。

附属機関では219回（71.3%）が庁内等の無料会議室を利用しているのに対し、懇話会等では104回（46.6%）となっており、全体では60.9%が庁内等の無料会議室を利用している。

表14 会議の開催場所

【回】

区分	附属機関	懇話会等	合計
庁内等無料会議室	219	104	323
ホテル等有料会場	88	119	207
計	307	223	530

部会等の開催分を含む（部会等のうち、現場視察、親会議と合同開催の計4回を除く）。

(4) 会議資料の配付時期の状況

会議資料の配付時期については、管理要綱等において、原則として会議の開催前に配付し、委員が事前に十分検討できる期間を設けることとされている。

会議資料の配付時期（部会等を含む）の状況は、表15のとおりとなっている。

表15 会議資料の配付時期

【機関】

区分	附属機関	懇話会等	合計
事前配付	20	31	51
当日配布	20	27	47
事前又は当日配布	11	25	36
計	51	83	134

部会等のみを開催した附属機関4機関、懇話会等2機関を含む。

事前又は当日配布は、資料の内容により事前配付のほかに当日配布するもの、会議ごとに事前配付や当日配布となるものなどである。



(5) 会議の公開状況

会議の公開については、管理要綱等において、公開することが不相当であると認められる場合を除き、これを公開するよう努めるものとされている。

開催実績のある附属機関等で会議を公開しているのは、附属機関で51機関のうち31機関（60.8%）、懇話会等で83機関のうち46機関（55.4%）となっている。

(6) 会議を公開していない場合の議事要旨の公開状況

管理要綱等において、会議を公開できない場合であっても議事要旨を公開する等により、附属機関等の運営の透明性の確保に努めることとされている。会議を非公開としたもののうち議事要旨を公開しているのは、附属機関で3

機関（15.0%）、懇話会等で5機関（13.5%）となっている。

(7) 報道機関に対する会議開催の周知状況

管理要綱等において、会議の開催に当たっては、報道機関への資料提供等の方法により、会議の日時、場所及び議題等について周知するよう努めることとされている。

会議を開催した附属機関等のうち報道機関へ周知したのは、附属機関で30機関（58.8%）、懇話会等で41機関（49.4%）となっている。

(8) 答申等の反映状況等の附属機関等に対する報告状況

管理要綱等において、附属機関等の答申等の反映状況等については、附属機関に報告することとされている。会議の開催実績があり、報告していると回答したのは、附属機関で28機関（54.9%）、懇話会等で44機関（53.0%）となっている。

(9) 委員報酬等

附属機関の委員に対する報酬については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年青森県条例第39号）で、月額9,800円の機関と1万1,300円の機関の2つが規定されている。

懇話会等の委員に対する報償費については、「懇話会等の委員に対する報償の支給額に係る規程について」において、原則として附属機関の委員に対する報酬の支給額に準ずることが適当であるとされているが、表16のとおり、附属機関の委員報酬に準拠しているもの、県の子算単価に準拠しているもの、無支給のもの、独自に規定しているものなど、それぞれの懇話会等で異なった状況となっている。

委員を選任している懇話会等91機関のうち、附属機関の委員の報酬の支給額に準じた支給額としているものは70機関（76.9%）となっている。

表16 懇話会等の報償規程 [機関]

附属機関に準拠	70
子算単価に準拠	12
無支給	9
独自に規定	3
計	94

機関数の計が94となっているのは、附属機関準拠ではあるが一部の委員が無支給となっている機関が3機関あるためである。

(10) 代理出席者に対する報酬等の支給状況

会議の開催実績のある附属機関等のうち、代理出席者に対して報酬等を支給しているのは附属機関では無かったが、懇話会等では8機関が報償費を支給している。

4 附属機関等の見直し状況

附属機関等については、管理要綱等において、常に見直しを行いその適切な管理を図ることとされており、また、青森県行政改革大綱においても、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その必要性等の見直しを行い、統廃合や委員数の削減を行うなど、より一層適切な管理運営を図ることとされている。

青森県行政改革大綱の取組期間は平成16年度から20年度までとなっている。平成18年度までの3か年に統廃合や委員数の削減等を実施した附属機関等は、表17のとおりとなっている。（青森県行政改革実施計画に係る取組実績より）

これによると、3か年で延べ141機関が統廃合や合理化を行っている。今回の監査で確認した平成19年度における見直しの状況は、附属機関で廃止又は統合を検討している機関が8機関、委員数の削減予定の機関が1機関となっている。

懇話会等では、監査時点で廃止されたものが1機関、年度内に廃止予定の機関が3機関、統合を検討している機関が1機関、委員数の削減予定等の機関が2機関となっている。

表17 附属機関等の統廃合、合理化の状況（行政改革実施計画に係る取組実績（より））

区分	附属機関	懇話会等	合計	
			統廃合	合理化
16年度	廃止	3	10	13
	統廃合	0	0	0
17年度	委員数削減	9	11	20
		1	6	7
	計	13	27	40
		廃止	7	7
17年度	統廃合	0	0	0
	委員数削減	18	18	36
18年度	委員数削減	10	20	30
		計	35	45
	廃止	0	3	3
		統廃合	6	0
18年度	委員数削減	6	3	9
		0	3	3
	計	12	9	21
		廃止	10	20
合計	統廃合	6	0	6
		委員数削減	33	32
	合理化	11	29	40
		計	60	81

その他は、会議会場、開催回数、委員報酬等の見直しである。  
18年度の委員数削減「6」は、統合による委員数削減機関3を除いた数である。

#### 第4 監査の結果及び改善事項等

書類調査により回答のあった附属機関等174機関について書類監査を行い、さらに52機関を抽出して実地監査を行った結果、改善を要する事項、検討を要する事項及び要望する事項として取り上げるものは、以下のとおりである。（監査対象附属機関等の名称は、別紙一覧表のとおり。）

##### 1 懇話会等の設置状況について

###### 《監査結果》

(1) 懇話会等の設置目的が附属機関の設置目的と同一となっているものについて

懇話会等については、附属機関等の管理に関する要綱の運用方針の第1において、「附属機関に類似する県の要綱等に基づく懇話会等」とは、「県行政に対する意見交換、懇談等の場として、要綱等により設置されるものであって、その構成員に公務員以外の者を含むもの」とされている。

一方、附属機関については、地方自治法第202条の3第1項において、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」とされている。

このように、懇話会等と附属機関は設置目的及び設置根拠が異なるものであるが、書類監査の結果を見ると、懇話会等の設置根拠については要綱等により設置されているものの、設置目的については前記第3の1の②の表2にあるとおり「審査」、「審議」、「調査」となっているものが見られた。

##### (2) 懇話会等に該当しないもの等について

今回の監査に当たり、附属機関及び懇話会等の実態把握をするために関係課等に対して書類により回答を求めたところ、行政経営推進室に懇話会等として報告されていないものがあった一方で、懇話会等として報告されているが聴き取りの結果補助団体であるものが確認されたもの、さらに実地監査の過程で懇話会等に該当すると判断されたものがあった。

[報告されなかったもの：93,97,129～134,149,167]

[報告されているが該当しないもの：193,194]

[監査過程で確認されたもの：195～197]

###### 《要望事項》

今回の書類監査において懇話会等の設置目的を「審査」、「審議」、「調査」と

回答した所管課等にあつては、これらの設置目的であるとすれば附属機関として設置する必要も考えられることから、設置目的について検証する必要がある。また、すべての課等においては、行政経営推進室及び職員福利課に懇話会等として報告しているが該当しないものがないか、報告していないものがないかについて検証する必要がある。

2 附属機関等の委員の任命等の状況について

(1) 在任期間が10年を超える委員について

《監査結果》

附属機関等の管理に関する要綱及び青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針において、委員の在任期間は原則として10年を超えることができないとされているが、一部の附属機関等において10年を超える委員を選任しているものがあつた。

《検討事項》

特に、次の附属機関等の委員の一部にあつては、10年を超えることについての特別の事情が認められなかつたので、今後改めて検討する必要がある。

なお、他の附属機関等においても同様のものがないか検証してみる必要がある。

[検討を求める機関：附属機関17,79 懇話会等98]

(2) 公募による委員の選任について

《監査結果》

附属機関等の管理に関する要綱の運用方針及び青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の運用において、公募による委員の選任について積極的に検討することとされているが、公募を取り入れている附属機関等は27機関にとどまっていた。

《検討事項》

特に、次の附属機関にあつては、委員の一部について公募が可能と考えられることから、今後改めて検討する必要がある。

なお、他の附属機関等においても、附属機関等の設置目的等を助案のうえ、附属機関等に県民の幅広い意見を反映させるため、公募委員の拡大に努める必要がある。

[検討を求める機関：附属機関79]

(3) 県職員が委員となつていることについて

《監査結果》

附属機関等の管理に関する要綱及び青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針において、県職員は特に必要があると認められる場合を除き、附属機関等の委員に選任しないこととされているが、一部の附属機関等において県職員の委員が全委員の半数を超えているものがあつた。

《検討事項》

これらの附属機関等にあつては、委員としてではなく、行政側の一員として会議に参加させるなどにより改善できないか、今後検討する必要がある。

(4) 委員の重複任命の確認、異動報告について

《監査結果》

委員の任命に当たつて重複任命の確認を行っていないもの、委員に異動があつた場合の異動報告を行っていないものが多数の機関で確認された。

《改善事項》

重複任命の確認や異動報告を行っていない附属機関等を所管する各課等は、附属機関等の管理に関する要綱及び青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の趣旨を踏まえ、適切な対応をする必要がある。

3 附属機関等の運営状況について

(1) 審議案件がない場合の審議会の開催等について

《監査結果》

次の附属機関は、青森県附属機関に関する条例上その担任する事務は、特定の事項を調査審議し、並びに苦情についてあっせん及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ重要事項を調査審議することとされているところであるが、平成18年度における会議内容は、概況説明、意見・情報交換等となつていた。

《検討事項》

審議等の案件がない場合、審議会の開催について検討する必要がある。

[検討を求める機関：附属機関14]

(2) 委員の出席率について

《監査結果》

附属機関等全体の親会議への委員の平均出席率は81.0%となつているが、出席率が50%台となつているものがあつた。

《改善事項》

これらの附属機関等にあつては、より多くの委員の出席を得るため、委員の

人選が妥当か、会議の開催日程の調整が十分であるかなど、その要因を把握し適切な対応を図る必要がある。

〔改善を求める機関：附属機関63 懇話会等114,127,140,151,166〕  
 (3) 会議の開催場所について

《監査結果》

会議の全開催回数のうち、附属機関で28.7%、懇話会等で53.4%がホテル等の有料会場を利用していた。

《検討事項》

会議の開催に当たっては「附属機関等の管理の徹底について」の趣旨に基づき、より一層庁内会議室の利用を優先する必要がある。

(4) 会議の公開等について

《監査結果》

会議を公開しているものは、附属機関で60.8%、懇話会等で55.4%となっており、また、会議を非公開とした場合に議事要旨を公開しているのは、附属機関で15.0%、懇話会等で13.5%にとどまっていた。

《検討事項》

会議を非公開としているものの中には個人情報保護の観点から公開にならないなど、公開することが不適当と判断されているものもあるが、常に公開、非公開の検討を行い、公開になじまないもの以外は公開に努める必要がある。また、会議を非公開とした場合であっても、議事要旨を公開する等により、附属機関等の運営の透明性の確保に努める必要がある。

(5) 報道機関に対する会議開催の周知について

《監査結果》

報道機関へ会議の開催を周知しているのは、附属機関で58.8%、懇話会等で49.4%にとどまっていた。

《検討事項》

附属機関等の管理に関する要綱及び青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の趣旨を踏まえ、会議の日時、場所及び議題等について積極的に周知する必要がある。

(6) 附属機関等に係る基礎的情報の公開について

《監査結果》

「附属機関の基礎的情報の公開等について」によれば、附属機関等に係る基

礎的情報（概要、委員名簿、会議開催状況等）を公開することとされているが、実地監査を行った52機関において、県のホームページによる基礎的情報の公開状況を確認したところ、附属機関においては概要、委員名簿の公開は概ね行われていたが、会議開催状況等については十分に行われていない状況となっていた。

また、懇話会等においては、概要、委員名簿及び会議開催状況等のいずれにおいても公開が十分に行われていない状況となっていた。

《改善事項》

附属機関等に係る基礎的情報の公開については、開かれた県政を実現するためにも重要であることから、附属機関等を所管する各課等は適切な対応をする必要がある。

(7) 附属機関等に対する反映状況の報告について

《監査結果》

附属機関等から出された答申等がどのように活用されたかを附属機関等に報告しているかについての状況については、報告していたのは附属機関で54.9%、懇話会等で53.0%と、ともに50%台にとどまっていた。

《改善事項》

附属機関等の管理に関する要綱及び青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の趣旨を踏まえ、附属機関等から答申等がなされた場合には、当該答申等に基づき執行機関としてどのような対応をしたのか当該附属機関等に報告する必要がある。

4 附属機関等の委員に対する報酬（報償費）及び旅費の執行状況等について

(1) 懇話会等の委員に対する報償費支給について

《検討事項》

実地監査をした懇話会等のうち、民間人である委員に報償費を支給しているところから機関（89,100,142,152）において見られた。

これらの機関においては、懇話会等の設置目的と当該委員の所属する団体の業務等との間に密接な関連性があることから支給していないものであるが、現在報償費を支給している他の懇話会等においても、懇話会等の設置目的と委員の所属団体が果たすべき役割等を勘案した上で報償費を支給する必要があるかどうか検討する必要がある。

(2) 懇話会等の委員が一般職の地方公務員である場合の報償費支給について

《検討事項》

実地監査をした懇話会等のうち、一般職の地方公務員である委員に対して報償費を支給しているところが見られた。

一般職の地方公務員については、地方公務員法の重複給与の支給禁止規定が適用されるが、他からの依頼により行う業務に対して謝金を受け取ることに ついては、その業務が職務外のものであるときはその謝礼として贈られる謝金は給与には含まれないものとされている（反対解釈として、その業務が職務上のものであるときは本務を行うのであるから謝金を受け取ることはできないとされている。）。

したがって、一般職の地方公務員である委員に対して報償費を支給している懇話会等をはじめ、実地監査をしなかった他の懇話会等で一般職の地方公務員である委員に報償費を支給しているところにあつては、報償費を支給する際は職務上が職務外かの確認をした上で支給する必要がある。

- (3) 懇話会等の代理出席者に対する報償費支給について

《検討事項》

附属機関においては代理出席者に対する報酬支給は皆無であるが、懇話会等においては前記第3の3の(四)にあるとおり8懇話会等において報償費を支給していた。

このうち、実地監査をした懇話会等の状況を見ると、代理出席者の専門的知識の有無によって報償費支給の区別をしているもの、地域単位の設置されている懇話会等であるにもかかわらず、地域によって代理出席者に対する報償費支給の取り扱いが異なっているものが見られた。

このような取り扱いの差異は妥当であるのか、代理出席者に対する報償費支給の判断基準作成の必要性等を含めて検討する必要がある。

- (4) 県職員又は県議会議員である委員への旅費（交通費）支給について

《改善事項》

県職員又は県議会議員である委員に対する旅費支給に当たっては、会議開催地まで利用する交通手段によって交通費支給の有無及び支給額が異なってくることから交通手段の確認が必要となるが、利用交通手段を確認しないまま公共交通機関を利用したこととして交通費を支給していた機関があつたので改善する必要がある。

[改善を求める機関：懇話会等123,129,132,135,166]

- (5) 市町村職員、市町村長又は市町村議会議員である委員への旅費（交通費）支給について

《改善事項》

市町村職員、市町村長又は市町村議会議員である委員に対する旅費支給に当たっては、会議開催地まで利用する交通手段が公用車である場合は交通費を支給する必要がないことから、公用車利用の有無の確認が必要となるが、確認しないまま公共交通機関を利用したこととして交通費を支給していた機関があつたので改善する必要がある。

[改善を求める機関：懇話会等98,123,126,127,128,166]

- (6) 附属機関の部会等の委員に対する歳出科目について

《検討事項》

附属機関において、親会議の委員に対しては報酬の科目で、この親会議のもとに設置された小委員会及びワーキングの委員に対しては報償費の科目で執行していた機関があつたが、報償費での執行が適正な歳出科目かどうか検討する必要がある。

[検討を求める機関：附属機関12]

- (7) 報酬（報償費）に係る源泉徴収について

《検討事項》

実地監査をした17附属機関の委員報酬に係る源泉徴収について、日額表乙を適用しているものが1機関、月額表乙を適用しているものが6機関となつていた。なお、日額表乙を適用している附属機関で部会については10%税率を適用しているものが1機関あつた。

実地監査をした35懇話会等のうち報償費の支給がなかった4機関を除いた31機関の報償費に係る源泉徴収については、日額表乙を適用しているものが18機関、月額表乙を適用しているものが6機関、10%税率を適用しているものが5機関、親会議は10%税率で部会は月額表乙を適用しているものが1機関、源泉徴収していないものが1機関となつていた。

以上のように源泉徴収の際の適用基準が異なっている状況が見られたので、附属機関等を所管する各課等においては、適用基準が適正かどうか改めて確認する必要がある。

- 5 附属機関等の見直し状況について

- (1) 附属機関等の廃止の検討を行うもの

《監査結果》

親会議及び部会等の会議の開催実績がないものが、附属機関で20機関、懇話会等で8機関あった。

《検討事項》

特に、次の懇話会等については、開催実績がなく、かつ、懇話会等としての役割を終えたと考えられることから、廃止について検討する必要がある。

なお、他の附属機関等においても、法律の設置義務がないもので会議の開催実績のない附属機関等にあつては、廃止を含め、附属機関等の在り方について検討する必要がある。

[検討を求める機関：懇話会等143]

(2) 附属機関等の設置目的等が類似しているものについて

《検討事項》

次の懇話会等については、設置目的や構成員、活動状況等が類似しているの  
で、統廃合について検討する必要がある。

[検討を求める機関：懇話会等116,117,118]

第5 警察署協議会の概要

監査対象とした18警察署協議会すべてにおいて書類監査を行い、更に4協議会  
を抽出して実地監査を行った。(監査対象警察署協議会の名称は別紙一覽表のと  
おり)

書類監査及び実地監査の結果は、以下のとおりである。

1 警察署協議会の設置

警察署協議会は、県内全警察署に設置され、18協議会となっている。

同協議会は、警察法第53条の2の規定による法令必置の機関で、その設置目的  
は警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ず  
るとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とされている。

警察法の規定を受けて青森県警察署協議会条例(平成13年青森県条例第4号。  
以下「条例」という。)及び青森県警察署協議会に関する規則(以下「規則」と  
いう。)が定められ、県内の各警察署に警察署協議会を設置することやそれぞ  
れの委員定数等運営に関することが定められている。

また、「青森県警察署協議会の運用について」(H13.5.22青森県警察本部長通  
知(以下「運用」という。))に基づき警察署協議会の具体的な運営を行っている。

2 委員の任命状況

(1) 委員の定数等

規則により定められた各警察署協議会の定数は、最小で5人以内から最大で  
13人以内で、各警察署協議会とも定数上限の委員を選任しており、その合計は  
130人となっている。

また、委員の任期は2年となっており、2回に限り再任されることができ  
ることになっている。

表18 委員数 [人]

委員数	130
[機関別内訳]	[機関]
5人	10
7人	3
10人	2
13人	3
計	18

(2) 女性委員の選任状況及び委員の年齢構成

委員の選任は、各警察署長から候補者の推薦を受けて県公安委員会が行つて  
おり、「候補者のうち、委員定数の少なくとも3割程度の員数を女性とするこ  
と。」とされている(平成19年3月9日付通知)が、女性委員の選任状況は表  
19のとおり、18協議会すべてにおいて女性委員を選任しており、18協議会全体  
の女性委員の構成割合は33.8%となっている。

また、委員の年齢構成は表20のとおりとなっており、60歳代49人(37.7%)、  
50歳代37人(28.5%)、40歳代31人(23.8%)となっている。

表19 女性委員の選任状況 [人]

女性割合	33.8%
委員数	44
[機関別内訳]	[機関]
0人	0

表20 委員の年齢構成 [人]

20歳代	0
30歳代	2
40歳代	31
50歳代	37

1人	2	60歳代	49
2人	11	70歳代	11
3人	2	80歳代	0
4人	1	計	130
5人	2		
計	18		

### 3 協議会の運営状況

#### (1) 会議の開催回数、内容及び開催場所

開催回数は、18協議会合計で57回となっており、そのうち3回（13協議会）が最も多く、次いで4回（4協議会）、2回（1協議会）となっている。会議の主な内容は、個別の治安問題等のほか、警察署の年間重点実施事項の説明等を行い委員の意見を聴くものとなっている。会議を開催した57回の開催場所は、56回が署内会議室となっており、1回は署内会議室が使えないため有料会場を利用している。

#### (2) 委員の出席状況

会議への委員の出席状況は表21のとおりとなっており、18協議会平均の出席率が85.7%で、そのうち出席率100%の協議会が4協議会となっている。

表21 会議への委員の出席状況 【機関】

70%未満	0
70%以上80%未満	3
80%以上90%未満	5
90%以上100%未満	6
100%	4
計	18
平均出席率	85.7%

#### (3) 会議資料の配付時期の状況

会議資料の配付時期については、運用において、原則として会議の数日前に

配付するなどし、委員が事前に十分検討できる時間を設けることとされている。会議資料の配付時期の状況は、表22のとおりとなっている。

表22 会議資料の配付時期 【機関】

事前配付	5
当日配布	9
事前又は当日配布	4
計	18

事前又は当日配付は、資料の内容により事前配付のほかに当日配布するもの、会議ごとに事前配付や当日配布となるものなどである。

#### (4) 議事録の作成状況及び会長の確認状況

議事録については、運用において、会議開催の都度議事録を作成し、協議会の会長の確認を得て保管することとされている。

議事録は、18協議会すべてにおいて作成されていたが、会長の確認については、書類監査で確認を得ていないと回答があったものが9協議会、実地監査で確認を得たということを書類上確認できないものが1協議会あった。

#### (5) 議事概要等の公表

議事概要については、運用において、個人のプライバシーに関する部分を除き協議会の了解を得たうえで公表することとされており、すべての協議会で公表されていた。

委員の氏名の公表については、運用において、あらかじめ委員の了解を得たうえで公表を行うこととされているが、公表しているのは11協議会となっている。

また、議事概要及び委員の氏名の公表は、各警察署のホームページを通して行われている。

#### (6) 会議の公開について

会議の公開については、運用において、会議における率直な意見交換の確保等を考慮のうえ協議会において決定することとされているが、公開することとしているのは10協議会となっている。

#### (7) 委員報酬について

警察署協議会の委員に対する報酬については、特別職の職員の給与に関する

条例で、日額9,800円と規定されている。

第6 改善事項

《議事録の会長確認について》

議事録について会長の確認を得ていないところや確認方法が十分でないところが見られたので、これらの警察署においては、議事録は会長の確認を得ることや、確認を得たことを書類上記録しておく必要がある。

監査対象附属機関等一覧

【附属機関】

番号	実地監査 (17)	附属機関名	所管所属名
1		青森県特別職報酬等審議会	人事課
2		青森県公務災害補償等認定委員会	人事課
3		青森県公務災害補償等審査会	人事課
4		青森県私立学校審議会	総務学事課
5		青森県情報公開審査会	総務学事課
6		青森県個人情報保護審査会	総務学事課
7		青森県固定資産評価審議会	市町村振興課
8		青森県市町村合併推進審議会	市町村振興課
9		青森県防災会議	防災消防課
10		青森県石油コンビナート等防災本部	防災消防課
11		青森県国民保護協議会	防災消防課
12		青森県総合計画審議会	企画課
13		青森県交通安全対策会議	県民生活文化課
14		青森県消費生活審議会	県民生活文化課
15		青森県青少年健全育成審議会	青少年・男女共同参画課
16		青森県男女共同参画審議会	青少年・男女共同参画課
17		青森県環境審議会	環境政策課
18		青森県公害審査会	環境政策課
19		青森県環境影響評価審査会	環境政策課
20		青森県社会福祉審議会	健康福祉政策課
21		青森県准看護師試験委員	医療薬務課
22		青森県地方薬事審議会	医療薬務課
23		青森県麻薬中毒審査会	医療薬務課
24		青森県医療審議会	医療薬務課
25		青森県生活衛生適正化審議会	保健衛生課
26		青森県国民健康保険審査会	高齢福祉保険課
27		青森県介護保険審査会	高齢福祉保険課
28		青森県精神保健福祉審議会	障害福祉課
29		青森県障害者施策推進協議会	障害福祉課



30	青森県障害者介護給付費等不服審査会	障害福祉課
31	東地方保健所感染症診査協議会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
32	弘前保健所感染症診査協議会	中南部地域県民局地域健康福祉部保健総室
33	八戸保健所感染症診査協議会	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室
34	五所川原保健所感染症診査協議会	西北部地域県民局地域健康福祉部保健総室
35	上十三保健所感染症診査協議会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室
36	むつ保健所感染症診査協議会	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室
37	東地方保健所結核診査協議会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
38	弘前保健所結核診査協議会	中南部地域県民局地域健康福祉部保健総室
39	八戸保健所結核診査協議会	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室
40	五所川原保健所結核診査協議会	西北部地域県民局地域健康福祉部保健総室
41	上十三保健所結核診査協議会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室
42	むつ保健所結核診査協議会	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室
43	青森県精神医療審査会	精神保健福祉センター
44	青森県中小企業調停審査会	商工政策課
45	青森県大規模小売店舗立地審査会	経営支援課
46	青森県職業能力開発審査会	労政・能力開発課
47	青森県農政審査会	農林水産政策課
48	青森県卸売市場審査会	総合販売戦略課
49	青森県農業共済保険審査会	団体経営改善課
50	青森県森林審議会	林政課
51	青森県水産振興審査会	水産振興課
52	青森県八戸漁港管理会	漁港漁場整備課
53	青森県大畑漁港管理会	漁港漁場整備課
54	青森県鮎ヶ沢漁港管理会	漁港漁場整備課

55	青森県三沢漁港管理会	漁港漁場整備課
56	青森県小泊漁港管理会	漁港漁場整備課
57	青森県白糠漁港管理会	漁港漁場整備課
58	青森県佐井漁港管理会	漁港漁場整備課
59	青森県建設工事紛争審査会	監理課
60	青森県土地収用あつせん委員	監理課
61	青森県土地収用仲裁委員	監理課
62	青森県土地収用事業認定審査会	監理課
63	青森県国土利用計画審査会	整備企画課
64	青森県土地利用審査会	整備企画課
65	青森県水防協議会	河川砂防課
66	青森県ふるさとの森と川と海保全創造協議会	河川砂防課
67	青森県地方港湾審査会	港湾空港課
68	青森県都市計画審査会	都市計画課
69	青森県景観形成審査会	都市計画課
70	青森県建築審査会	建築住宅課
71	青森県建築士審査会	建築住宅課
72	青森県開発審査会	建築住宅課
73	青森県むつ小川原開発審査会	工ネルギー開発振興課
74	青森県教科用図書選定審査会	義務教育課
75	青森県産業教育審査会	県立学校課
76	青森県社会教育委員	生涯学習課
77	青森県生涯学習審査会	生涯学習課
78	青森県又ボ一ツ振興審査会	又ボ一ツ健康課
79	青森県文化財保護審査会	文化財保護課
80	青森県立郷土館協議会	文化財保護課
81	青森県立図書館協議会	青森県立図書館

【懇話会等】

番号	実地監査 (55)	懇話会等名	所管所属名
82		青森県政府調達苦情検討委員会	総務学事課

83	青森県行政改革推進委員会	行政経営推進室
84	青森県公社等理事長候補者審査会	行政経営推進室
85	青森県公社等点検評価委員会	行政経営推進室
86	青森県公共事業再評価審議委員会	政策調整課
87	青森県政策懇話会	政策調整課
88	青森県公共事業評価シラス△検討委員会	政策調整課
89	青森県バス交通等対策協議会	新幹線・交通政策課
90	青森県原子力政策懇話会	原子力施設安全検証室
91	青森県史編さん委員会	県民生活文化課
92	子どもの豊かな心を育むあしゅまる運動推進会議	青少年・男女共同参画課
93	青森県環境保全施策推進協議会	環境政策課
94	青森県地球温暖化対策推進委員会	環境政策課
95	新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価審査委員会	環境政策課
96	青森県循環型社会形成推進委員会	環境政策課
97	青森県リサイクル製品認定審査会	環境政策課
98	青森県原子力施設環境放射線等評価監視会議	原子力安全対策課
99	原子力船「むつ」安全監視委員会	原子力安全対策課
100	下北半島二ホンサル保護管理対策協議会	自然保護課
101	県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会	県境再生対策室
102	青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会	県境再生対策室
103	青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会	健康福祉政策課
104	青森県リハビリテーション・シヨソ協議会	健康福祉政策課
105	青森県緊急被災く医療検討委員会	医療薬務課
106	青森県献血推進協議会	医療薬務課
107	青森県医療安全推進協議会	医療薬務課
108	青森県小児救急医療対策協議会	医療薬務課
109	あおもり地域医療・医師支援機構運営委員会	医療薬務課

110	青森県がん医療検討委員会	医療薬務課
111	青森県周産期医療協議会	医療薬務課
112	青森県特定疾患治療研究事業審査会	保健衛生課
113	青森県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業審査会	保健衛生課
114	青森県生活習慣病検診管理指導協議会	保健衛生課
115	青森県小児がん等がん調査委員会	保健衛生課
116	健康寿命アップ計画推進委員会	保健衛生課
117	健康寿命アップ会議	保健衛生課
118	めざせ長寿作戦本部	保健衛生課
119	青森県感染症発生動向調査企画委員会	保健衛生課
120	青森県結核サーベイランス委員会	保健衛生課
121	青森県小児慢性特定疾患対策協議会	こどもみらい課
122	青森県精神科救急医療シラス△連絡調整委員会	障害福祉課
123	青森県地域保健医療推進協議会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
124	津軽地域保健医療推進協議会	中南部地域県民局地域健康福祉部保健総室
125	八戸地域保健医療推進協議会	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室
126	西北五地域保健医療推進協議会	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室
127	上十三地域保健医療推進協議会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室
128	下北地域保健医療推進協議会	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室
129	青森地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
130	津軽地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	中南部地域県民局地域健康福祉部保健総室
131	八戸地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室
132	西北五地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室
133	上十三地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室

134	下北地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室
135	青森県精神科救急医療システム連絡調整委員会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
136	津軽地域精神科救急医療システム連絡調整委員会	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室
137	八戸地域精神科救急医療システム連絡調整委員会	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室
138	西北五地域精神科救急医療システム連絡調整委員会	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室
139	上十三地域精神科救急医療システム連絡調整委員会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室
140	下北地域精神科救急医療システム連絡調整委員会	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室
141	青森県研究開発外部評価委員会	新産業創造課
142	青森県海外産業経済交流検討委員会	海外産業経済交流推進チーム
143	三内丸山文化観光拠点づくり懇話会	観光企画課
144	青森県美術資料収集評価委員会	青森県立美術館
145	青森県立美術館運営諮問会議	青森県立美術館
146	V i c ・ ウ ー マ ン 認定委員会	農林水産政策課
147	青森県産米愛用推進委員会	総合販売戦略課
148	青森県食の安全・安心対策本部	食の安全・安心推進課
149	青森県食育推進会議	食の安全・安心推進課
150	青森県農業関係国庫交付金事業検討委員会	構造政策課
151	青森県中山間地域対策協議会	構造政策課
152	水稲品種育成懇談会	農産園芸課
153	青森県米生産流通対策検討委員会	農産園芸課
154	青森県中山間地域ふるさと活性化基金運営委員会	農村整備課
155	青森県農業農村整備環境情報協議会	農村整備課
156	青森県海面利用協議会	水産振興課
157	青森県日本海地区海面利用協議会	水産振興課
158	青森県太平洋地区海面利用協議会	水産振興課
159	青森県陸奥湾地区海面利用協議会	水産振興課

160	青森県漁獲可能量管理協議会	水産振興課
161	青森県漁協等経営基盤強化対策協議会	水産振興課
162	青森県栽培漁業推進協議会	水産振興課
163	青森県入札監視委員会	監理課
164	青森県公共調達改革推進委員会	監理課
165	青森県地価調査会議	整備企画課
166	青森県原子力安全対策委員会	原子力立地対策課
167	中南地域仕事づくり等活性化協議会	中南地域県民局地域連携部
168	青森県就学指導委員会	県立学校課
169	三内丸山遺跡発掘調査委員会	文化財保護課
170	青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員	文化財保護課
171	青森県近代文学館評議委員会	青森県立図書館
172	青森県総合社会教育センター運営協議会	総合社会教育センター
173	青森県立梵珠少年自然の家運営協議会	梵珠少年自然の家
174	青森県立種差少年自然の家運営協議会	種差少年自然の家

【警察署協議会】

番号	実地監査 (4)	警察署協議会名	所管所属名
175		青森警察署協議会	青森警察署
176		八戸警察署協議会	八戸警察署
177		弘前警察署協議会	弘前警察署
178		五所川原警察署協議会	五所川原警察署
179		黒石警察署協議会	黒石警察署
180		十和田警察署協議会	十和田警察署
181		三沢警察署協議会	三沢警察署
182		むつ警察署協議会	むつ警察署
183		野辺地警察署協議会	野辺地警察署
184		つがる警察署協議会	つがる警察署
185		三戸警察署協議会	三戸警察署
186		鮎ヶ沢警察署協議会	鮎ヶ沢警察署
187		七戸警察署協議会	七戸警察署

188	青森南警察署協議会	青森南警察署
189	外ヶ浜警察署協議会	外ヶ浜警察署
190	五戸警察署協議会	五戸警察署
191	板柳警察署協議会	板柳警察署
192	大間警察署協議会	大間警察署

【行政経営推進室に報告されているが懇話会等に該当しないもの】

番号	懇話会等名	所管所属名
193	青森県交通対策協議会	県民生活文化課
194	青森県葉たばこ生産振興対策協議会	農産園芸課

【監査過程で懇話会等に該当することが確認されたもの】

番号	懇話会等名	所管所属名
195	青森圏域脳卒中地域連携/パズ作成検討委員会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
196	八戸圏域地域連携/パズ定着支援検討会	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室
197	上十三圏域地域連携/パズネットワーク検討会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭